

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部 を改正する条例案」について（議案第 147 号）

平成 28 年 9 月 15 日
市 町 村 課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため権限移譲対象事務にその経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである社会福祉法人に対する勧告の事務を加える等の必要がある。

2 改正内容

(1) 権限移譲対象事務等に次の事務を加えることとする。

- ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 4 項の規定によるその経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである社会福祉法人が法令に違反したとき等におけるその改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告及び同条第 5 項の規定による当該勧告に従わない旨の公表等（別表第 9 及び別表第 29 関係）
- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 5 項の規定による助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に係る本人又はその扶養義務者からの報告の徴収（別表第 23 関係）
- ③ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 58 条の 2 第 4 項（同法第 59 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による医療法人の吸収合併等及び同法第 60 条の 3 第 4 項（同法第 61 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による医療法人の吸収分割等の認可の申請の受理（別表第 85 関係）

(2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

別表第九（第四条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～九 略 十 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する勧告 十一 法第五十六条第五項の規定による勧告に従わない旨の公表 十二 法第五十六条第六項の規定による社会福祉法人に対する措置命令 十三 法第五十六条第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令等及び同条第九項の規定による弁明の機会の付与等 十四 法第五十六条第八項の規定による社会福祉法人に対する解散命令 十五 略 十六 法第五十九条 の規定による社会福祉法人の事業報告書等の届出の受理	町村

別表第二十三（第六条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一・二 略 三 児童福祉法第五十六条第二項の規定による費用の徴収（同法第五十条第六号の二の費用に係るものに限る。） 四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）

旧

別表第九（第四条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～九 略 十 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令 十一 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令等及び同条第五項の規定による弁明の機会の付与等 十二 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する解散命令 十三 略 十四 法第五十九条第一項の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理	町村

別表第二十三（第六条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一・二 略 三 児童福祉法第五十六条第二項の規定による費用の徴収（同法第五十条第六号の三の費用に係るものに限る。） 四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による官公署に対する書類の閲覧等の請求（前号に	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）

掲げる徴収に係るものに限る。)

別表第二十九(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
一〇九 略 十 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する勧告 十一 法第五十六条第五項の規定による勧告に従わない旨の公表 十二 法第五十六条第六項の規定による社会福祉法人に対する措置命令 十三 法第五十六条第七項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令等及び同条第九項の規定による弁明の機会の付与等 十四 法第五十六条第八項の規定による社会福祉法人に対する解散命令 十五 略 十六 法第五十九条の規定による社会福祉法人の事業報告書等の届出の受理	対象市町村 町村

別表第八十五(第十三条関係)

経由事務	対象市町村
一〇九 略 十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。)、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法(以下この号において「旧法」	対象市町村 略 保健所を設置する市

掲げる徴収に係るものに限る。)

別表第二十九(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
一〇九 略 十 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令 十一 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令等及び同条第九項の規定による弁明の機会の付与等 十二 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する解散命令 十三 略 十四 法第五十九条第一項の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理	対象市町村 町村

別表第八十五(第十三条関係)

経由事務	対象市町村
一〇九 略 十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。)、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法(以下この号において「旧法」	対象市町村 略 保健所を設置する市

という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 略

(七) 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による医療法人の理事を減じて置くことの認可の申請の受理

(八) 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による医療法人において管理者の一部を理事に加えない ことの認可の申請の受理

(九) 法第四十六条の五の三第二項の規定による医療法人の一時役員の職務を行うべき者の選任の請求の受理

(十) 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による医療法人において医師等以外の理事から理事長を選出することの認可の申請の受理

(十一) 法第四十六条の八第四号の規定による医療法人の業務等の報告の受理

(十二) 法第五十四条の九第三項の規定による医療法人の定款等の変更の認可の申請の受理

(十三) 法第五十四条の九第五項の規定による医療法人の定款等の変更の届出の受理

(十四) 略

(十五) 法第五十八条の二第四項(法第五十九条

という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 略

(七) 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事を減じて置くことの認可の申請の受理

(八) 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人において医師等以外の理事から理事長を選出することの認可の申請の受理

(九) 法第四十六条の四第五項の規定による医療法人の仮理事の選任の請求の受理

(十) 法第四十六条の四第六項の規定による医療法人の特別代理人の選任の請求の受理

(十一) 法第四十六条の四第七項第四号の規定による医療法人の業務等の報告の受理

(十二) 法第四十七条第一項ただし書の規定による医療法人において管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受理

(十三) 法第五十条第一項の規定による医療法人の定款等の変更の認可の申請の受理

(十四) 法第五十条第三項の規定による医療法人の定款等の変更の届出の受理

(十五) 略

(十六) 法第五十七条第五項

十一 ～ 二十八 略	<p>の二において準用する場合を含む。）の規定による医療法人の吸収合併等の認可の申請の受理</p> <p>(甲) 法第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定による医療法人の吸収分割等の認可の申請の受理</p> <p>(乙) 略</p> <p>(丙) 略</p>	略
十一 ～ 二十八 略	<p>定による医療法人の合併の認可の申請の受理</p>	略